

徳島森林づくり推進機構
中島土場倉庫兼事務室整備事業公募型プロポーザル実施要項

1. 事業の目的

徳島県においては、成熟した森林資源を活用し、県産材の生産と利用拡大により、資源循環や地域経済の発展に寄与していくことが求められています。県内では、今秋から春期にかけて、二つの大型製材工場が稼働を予定されており、山元における伐採・生産の拡大とともに、製材工場へ安定的に供給する流通体制の構築を早急に行う必要があります。このため、森林づくり推進機構では、阿南市那賀川町に木材集出荷の拠点となる中島土場を配置し、アスファルト舗装や倉庫兼事務室を設けるなど、木材仕分けから流通管理・運送手続き等の機能を持った県南の販売流通基地の整備に取り組むこととしました。

当該公募事業は、中島土場の倉庫兼事務室の整備にあたり、県産材の利用と普及を促進し、木材の新たな需要創出やコスト競争力の向上、PR性の高い建物を整備することにより、先進的な取り組みによる木造化・木質化が更に推進されるよう、県産材生産と利用拡大を図る目的で実施いたします。

事業名、事業箇所、事業内容、事業期間

事業名	令和6年度中島土場倉庫兼事務室整備事業 (公募型プロポーザル)
事業箇所	徳島県阿南市那賀川町上福井南川淵(中島土場)
事業内容	中島土場倉庫兼事務室整備 ・倉庫兼事務室の建築 1棟 1 フォークリフト格納倉庫 2 流通木材事務処理スペース 3 上記に附帯する施設
事業期間	令和6年11月26日から令和7年3月21日まで

2. プロポーザル方式の採用の具体的な理由

プロポーザル方式は、当機構の契約手続実施要領第2条第1項に規定する、専門的な知識・特殊な技術等を必要とする契約で、費用及び期待できる成果について、

機構に最も付加価値を創出する事業者を総合的に評価・選定するものです。

中島土場における倉庫兼事務室は、建設をとおして、木造・木質化による県産材の利用についての普及促進を図るとともに、県内の先駆的となる新たな木造部材及び構造や建築技術など、先例的な取り組みの採用や木材のPR等、モデル的事例となる施設とし、機構の木材利用推進に効果を発揮する施設としています。

そこで事業者から、新たな発想のもと県産材利用に繋がるこうした普及性や先駆性の高い倉庫兼事務室を広く募集することとし、このような専門的な知識・特殊な技術等を必要とするためプロポーザル方式を採用するものです。

3. 事業の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順

別紙 プロポーザル方式の実施手順による。

4. プロポーザル方式の種別(指名型又は公募型の別)

○	公募型プロポーザル方式
	指名型プロポーザル方式

5. 参加業者の公募条件、応募期間、応募方法及び業者選定基準

公募条件	次に掲げる要件を全て満たす者とします。 (1) 提案事項を的確に遂行できる能力を有する者 (2) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者 ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者 イ 地方自治法第244条の2第1項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者 ウ 徳島県建設業者指名停止措置要綱(平成14年4月18日建設第73号)及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者 エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体 オ 会社更生法(昭和14年法律第154条)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基
------	---

	<p>づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。</p> <p>カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者</p> <p>キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者</p> <p>ク 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体</p> <p> a 成年被後見人又は被保佐人</p> <p> b 破産者で復権を得ない者</p> <p> c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者</p> <p>ケ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者</p>
<p>応募期間</p>	<p>令和 6 年 10 月 18 日（金）から 令和 6 年 11 月 1 日（金）まで</p>
<p>応募方法</p>	<p>（1）次の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書（様式第 1 号） ・応募者概要（様式第 2 号） <p>（2）提出期限 令和 6 年 11 月 1 日（金）午後 5 時まで</p> <p>（3）提出先及び問い合わせ先</p> <p>〒770-8001 徳島県徳島市津田海岸町 8-20 公益社団法人徳島森林づくり推進機構 電話：088-679-4103 ファクシミリ：088-679-4104</p>
<p>参加資格 審査日</p>	<p>令和 6 年 11 月 5 日予定</p>

参加業者 の 選定基準	次の要件を備えた方を選定します。 ① 事業の実行に豊富な経験と能力を有するもの ② 社会的、経済的信用が確実と思われるもので、かつ森林林業・木材産業関係事情に精通しているもの
-------------------	---

6. 説明会の開催（公募型）

説明会 日時及び場所	令和6年11月5日（火） 10:00～ （公社）徳島森林づくり推進機構 事務所等を予定
その他 現地説明	令和6年11月5日～11月15日の間において、日時応 談の上、説明を行う。

7. 提案書作成要領(提案内容、提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限、記入上の注意、提案依頼についての質疑応答等)

提案内容	(1) 建物の特徴・概要（倉庫・事務室の広さ等）用いる機能技術などについて (2) 木材の材料や調達先、提案する部材・工法等について (3) 技術的な先進性や重要性について (4) 建設に係るコスト等について (5) 建物の普及・PR 性のなどについて (6) 周辺環境との調和等について (7) その他特記事項について
提案書の様式及び部数	(1) 次の書類を提出してください。 ア 企画提案書（様式第3号） 1部 イ 事業計画書（様式第4号） 1部 ウ 見積書（任意様式 ただし、明細の無いものは不可） 1部 エ 直近2期分の決算書又は税務申告書類 1部 （設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書） (2) 必要がある場合は、提案書の他に追加資料の提出を求めることがあります。
提出方法	直接持参又は郵送で提出してください。 提出先及び問い合わせ先 〒770-8001 徳島県徳島市津田海岸町 8-20 公益社団法人徳島森林づくり推進機構 電話：088-679-4103 ファクシミリ：088-679-4104
提出期限	令和6年11月15日（金）午後5時まで

記入上の注意	<p>(1) 使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（令和4年律第51号）に定める計量単位としてください。</p> <p>(2) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却できません。</p> <p>(3) 虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効とします。</p> <p>(4) 提案後、契約手続きを完了するまでは、当法人との契約関係が生じるものではありません。</p>
提案依頼についての質疑応答	平日の午前8時30分から午後5時までに、(公社)徳島森林づくり推進機構の当事業担当者にお問い合わせ下さい。

8. 審査方法及び審査基準(審査項目、審査スケジュール、審査結果の通知等)

審査項目	<p>次の項目により審査し評価します。なお評価基準の配点等に関する質問は受け付ません。</p> <p>(1) 建物の特徴、各スペースや技術・機能について</p> <p>(2) 材質や部材・工法などについて</p> <p>(3) 技術的な先進性や重要性について</p> <p>(4) 建物のコストなどについて</p> <p>(5) 木材の普及・PR性について</p> <p>(6) 周辺環境との調和等について</p>
審査スケジュール	<p>プレゼンテーション（提案書を説明頂きます。）</p> <p>令和6年11月18日予定</p> <p>審査委員会</p> <p>令和6年11月19日予定</p>
審査結果の通知	令和6年11月20日を予定しています。

9. 提案書の公開又は非公開の別

	この事業の提案書は公開する
○	この事業の提案書は非公開とする

10. 提案に係る費用の負担に関する事項

本事業の提案を行うために各個に発生する費用について、当機構は負担しないものとする。

11. その他必要な事項

本事業の提案参加者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、提案事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行い、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとする。